

広島県告示第八百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成二十年十月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
大字	字	大字	字
原田	瀬井東	原田	瀬井川東
大串	先瀬井		
	簗解	大串	西井浜山 (山林部)
	西井浜山 (山林部)		瀬井一ツ浜
	七々見		七々見南
	恋地山 (山林部)		恋地
	恋地		恋地山 (山林部)
	清水		
	灰田		
	灰田山 (山林部)		灰田
片首			片首
			灰田山 (山林部)

大川	浜谷		郷谷山 (山林部)	入相新開
五八六、五八七	五六五	五二二	一三七、一四三、一四七の一及びこれらに隣接する水路の全部	二七六七の一及びこれに隣接する里道の全部 二六六の一、二六七の一、二六八
浜谷	大川			郷谷